

新規上場申請のための有価証券報告書  
( I の部)

上場申請会社  
トモニホールディングス株式会社

提出会社  
株式会社徳島銀行  
株式会社香川銀行

## 目次

	頁
表紙	
第一部【組織再編成に関する情報】	1
第1【組織再編成の概要】	1
1【組織再編成の目的等】	1
2【組織再編成の当事会社の概要】	5
3【組織再編成に係る契約】	5
4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】	12
5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違】	14
6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】	14
7【組織再編成に関する手続】	16
第2【統合財務情報】	17
第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】	21
第二部【企業情報】	21
第1【企業の概要】	21
1【主要な経営指標等の推移】	21
2【沿革】	21
3【事業の内容】	22
4【関係会社の状況】	23
5【従業員の状況】	24
第2【事業の状況】	25
1【業績等の概要】	25
2【生産、受注及び販売の状況】	25
3【対処すべき課題】	25
4【事業等のリスク】	25
5【経営上の重要な契約等】	30
6【研究開発活動】	30
7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析】	30
第3【設備の状況】	31
1【設備投資等の概要】	31
2【主要な設備の状況】	31
3【設備の新設、除却等の計画】	31
第4【上場申請会社の状況】	32
1【株式等の状況】	32
2【自己株式の取得等の状況】	36
3【配当政策】	37
4【株価の推移】	37
5【役員の状況】	38
6【コーポレート・ガバナンスの状況等】	41
第5【経理の状況】	42
第6【上場申請会社の株式事務の概要】	43
第7【上場申請会社の参考情報】	44
1【上場申請会社の親会社等の情報】	44
2【その他の参考情報】	44
第三部【上場申請会社の保証会社等の情報】	46
第四部【上場申請会社の特別情報】	46
第1【最近の財務諸表】	46
第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】	46

## 【表紙】

### 【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）

上場申請会社であるトモニホールディングス株式会社（以下「当社」という。）は、株式移転（以下「本株式移転」という。）により、平成 22 年 4 月 1 日に設立登記の申請を行う予定であります。

（注）本報告書提出日の平成 22 年 3 月 1 日において、当社は設立されておきませんが、本報告書は、設立予定日である平成 22 年 4 月 1 日現在の状況について説明する事前提出書類でありますので、特に必要のある場合を除き、予定・見込である旨の表現は使用しておりません。

（上場申請会社）

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 齊藤 惇 殿  
【提出日】 平成 22 年 3 月 1 日  
【会社名】 トモニホールディングス株式会社  
【英訳名】 TOMONY Holdings, Inc.  
【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 遠山 誠司  
代表取締役社長兼 CEO（最高経営責任者） 柿内 慎市  
【本店の所在の場所】 香川県高松市亀井町 7 番地 1  
【電話番号】 下記統合 2 社の連絡先をご参照願います。  
【事務連絡者氏名】 同上  
【最寄りの連絡場所】 同上  
【電話番号】 同上  
【事務連絡者氏名】 同上

（新規上場申請のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】 株式会社徳島銀行  
【英訳名】 THE TOKUSHIMA BANK, LTD.  
【代表者の役職氏名】 取締役頭取 柿内 慎市  
【本店の所在の場所】 徳島県徳島市富田浜 1 丁目 16 番地  
【電話番号】 (088) 623-3111（代表）  
【事務連絡者氏名】 取締役専務総合企画本部長 吉岡 宏美  
【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町 3 丁目 9 番 4 号  
株式会社徳島銀行 東京事務所  
【電話番号】 (03) 3669-2211  
【事務連絡者氏名】 東京支店長兼東京事務所長 春藤 弘文

【会社名】 株式会社香川銀行  
【英訳名】 THE KAGAWA BANK, LTD.  
【代表者の役職氏名】 取締役頭取 遠山 誠司  
【本店の所在の場所】 香川県高松市亀井町 6 番地 1  
【電話番号】 (087) 861-3121（代表）  
【事務連絡者氏名】 総合企画部長兼秘書室長 近石 政義  
【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田北乗物町 1 番地 1  
株式会社香川銀行 東京事務所  
【電話番号】 (03) 3258-7121  
【事務連絡者氏名】 東京支店長兼東京事務所長 稲田 裕司

## 第一部【組織再編成に関する情報】

### 第1【組織再編成の概要】

#### 1【組織再編成の目的等】

##### 1. 経営統合の目的及び理由

金融機関を取り巻く環境は、バブル崩壊後の金融危機を経て、主要行を中心とした金融再編は一応の収束を見ましたが、金融環境の変化が大きく進む中、主要行だけでなく、地域金融機関も地域経済に対して安定した金融機関としての役割を果たしていくために、その進むべき方向性、あり方及び将来像を自ら設定し、主体的に経営に取り組んでいくことが求められております。具体的には、事業者数及び人口の減少、高齢化の進展に伴い地域経済が縮小し、地域経済の復興・活性化に向けて道州制の議論等も活発化する中で、営業基盤の拡大、収益力の維持・向上、地域に密着した事業活動の継続及び持続的な成長が求められております。

その一方で、会計基準の変化・厳格化に伴う内部統制の強化、ガバナンス態勢・リスク管理態勢・コンプライアンス態勢の強化、監査機能の強化及び金融サービス範囲の拡大への対応等、あらゆる面でこれまで以上に広範囲かつ高度な対応が求められております。

株式会社徳島銀行（以下「徳島銀行」という。）及び株式会社香川銀行（以下「香川銀行」といい、徳島銀行及び香川銀行を併せて以下「両行」という。）は、こうした環境変化に的確に対応し、成長戦略の実現を図っていくためには、経営基盤の強化とマーケットエリアの拡大が必須との共通認識のもと、両行それぞれがこれまで築いてきた地域における信頼・ブランドを維持していくと同時に、経営機能面の徹底した効率化・強化を行い、新しい形の地域金融グループとして成長戦略を実現していくため、平成22年4月を目処に新設する共同持株会社たる当社のもと、経営統合を行うことについて基本的合意に達し、平成21年1月26日に「経営統合に関する覚書」を締結いたしました。以来、その実現に向けて両行で統合準備委員会を設置し、具体的な協議及び準備を進め、平成21年9月14日に経営統合に関する諸条件に関して両行で合意し、「経営統合に関する最終契約書」（以下「経営統合契約書」という。）を締結するとともに、「株式移転計画書」（以下「本株式移転計画」という。）を共同で作成いたしました。

両行は、本株式移転計画に基づき、平成22年4月1日に共同株式移転の方式により両行の完全親会社となる当社を設立し、両行が当社の完全子会社となる予定であります。

2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

(1) 上場申請会社の企業集団の概要

① 上場申請会社の概要

(1) 商号	トモニホールディングス株式会社		
(2) 事業内容	1. 銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理 2. その他前号の業務に付帯関連する一切の業務		
(3) 本店所在地	香川県高松市亀井町7番地1		
(4) 代表者及び 役員の就任 予定	代表取締役会長	遠山 誠司	現 香川銀行 取締役頭取
	代表取締役社長 兼CEO(最高経営 責任者)	柿内 慎市	現 徳島銀行 取締役頭取
	取締役	吉岡 宏美	現 徳島銀行 取締役専務
	取締役	下村 正治	現 香川銀行 専務取締役
	取締役	高橋 邦明	現 香川銀行 常務取締役
	取締役	山川 廣一	現 徳島銀行 取締役常務
	取締役	福川 盛二	現 香川銀行 常務取締役
	取締役	玉垣 一	現 徳島銀行 取締役
	監査役	福家 哲夫	現 香川銀行 監査役
	監査役(社外)	原口 英毅	現 徳島銀行 監査役(社外)
監査役(社外)	井上 哲	現 香川銀行 監査役(社外)	
(5) 資本金	25,000百万円		
(6) 純資産 (連結)	本株式移転に伴う会計処理については、企業結合会計基準における「取得」に該当するため、パーチェス法を適用することとなると見込まれておりますが、現時点ではのれんの金額が確定できないため、純資産の額は未定であります。決定した純資産の額については、当社の平成23年3月期第1四半期報告書に記載されます。		
(7) 総資産 (連結)	本株式移転に伴う会計処理については、企業結合会計基準における「取得」に該当するため、パーチェス法を適用することとなると見込まれておりますが、現時点ではのれんの金額が確定できないため、総資産の額は未定であります。決定した総資産の額については、当社の平成23年3月期第1四半期報告書に記載されます。		
(8) 決算期	3月31日		

(注) 原口英毅氏及び井上哲氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

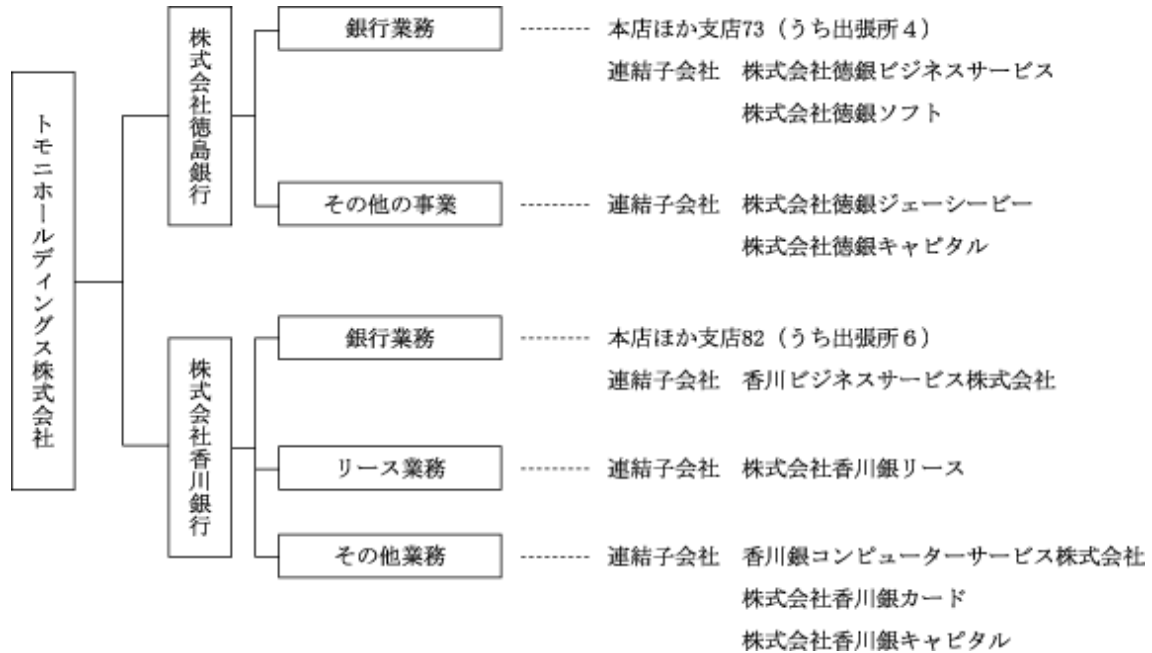
② 上場申請会社の企業集団の概要

当社は新設会社でありますので、本報告書提出日現在において企業集団はありませんが、平成22年4月1日時点では、以下の通りとなる予定です。

両行は、両行それぞれの株主総会による承認に基づいて、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を前提として、平成22年4月1日（予定）を期して、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

[事業系統図]

当社グループの事業系統図は次のとおりであります。



企業集団の状況

会社名	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有 割合 (%)	役員の兼任等		資金 援助	営業 上の 取引	設備 の賃 貸借
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
(連結子会社) 株式会社 徳島銀行	徳島県 徳島市	11,036	銀行業	100.00	5 (予定)	未定	未定	未定	未定
株式会社徳銀 ビジネスサー ビス	徳島県 徳島市	10	銀行各種事務 受託、代行、人 材派遣業務	100.00 (100.00) [-]	未定	未定	未定	未定	未定
株式会社徳銀 ソフト	徳島県 徳島市	10	銀行業務にか かるコンピュ ーター関連業 務	100.00 (100.00) [-]	未定	未定	未定	未定	未定
株式会社徳銀 ジェーシービ ー	徳島県 徳島市	30	クレジットカ ード業務	46.00 (46.00) [-]	未定	未定	未定	未定	未定
株式会社徳銀 キャピタル	徳島県 徳島市	30	ベンチャーキ ャピタル業務	48.00 (48.00) [-]	未定	未定	未定	未定	未定

会社名	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有 割合 (%)	役員の兼任等		資金 援助	営業 上の 取引	設備 の賃 貸借
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
株式会社 香川銀行	香川県 高松市	12,014	銀行業	100.00	6 (予定)	未定	未定	未定	未定
香川ビジネス サービス株式 会社	香川県 高松市	10	現金整理現送 業務 (銀行業務)	100.00 (100.00) [-]	未定	未定	未定	未定	未定
株式会社香川 銀リース	香川県 高松市	100	リース業務 (リース業務)	6.75 (6.75) [67.57]	未定	未定	未定	未定	未定
香川銀コンピ ューターサー ビス株式会社	香川県 高松市	30	ソフト開発業 務 (その他業務)	38.88 (38.88) [27.78]	未定	未定	未定	未定	未定
株式会社香川 銀カード	香川県 高松市	50	クレジットカ ード業務 (その他業務)	60.00 (60.00) [-]	未定	未定	未定	未定	未定
株式会社香川 銀キャピタル	香川県 高松市	50	企業投資育成 業務 (その他業務)	51.00 (51.00) [-]	未定	未定	未定	未定	未定

(注1) 上記関係会社のうち、株式会社徳島銀行及び株式会社香川銀行は、当社の特定子会社に該当する予定であります。

(注2) 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、株式会社徳島銀行及び株式会社香川銀行であります。

(注3) 「議決権の所有割合」欄の( )内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[ ]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

(2) 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

① 資本関係

本株式移転により、両行は当社の完全子会社になる予定であります。前記(1)②の「上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

② 役員の兼任関係

当社と当社の完全子会社である両行の役員の兼任関係は、前記(1)①の「上場申請会社の概要」の記載をご参照下さい。

③ 取引関係

未定でございます。

## 2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

## 3 【組織再編成に係る契約】

### (1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

両行は、両行それぞれの株主総会による承認に基づいて、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を前提として、平成22年4月1日（予定）を期して、当社を株式移転設立完全親会社、両行を完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする本株式移転計画を平成21年9月14日開催の両行取締役会において共同して作成しました。また、両行は、同日付で、共同株式移転の方法により両行の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する内容の統合契約書を締結しております。

本株式移転計画に基づき、徳島銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、香川銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。

本株式移転計画においては、平成21年11月25日に開催された両行それぞれの臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を行っております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、剰余金の配当等につき規定されております（詳細につきましては、後記「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

### (2) 株式移転計画の内容

#### 株式移転計画書（写）

株式会社徳島銀行（以下「甲」という。）と株式会社香川銀行（以下「乙」という。）は、共同して株式移転の方法により完全親会社（以下「完全親会社」という。）を設立することについて、次のとおり共同して株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

#### 第1条（完全親会社の設立）

甲及び乙は、会社法第772条に定める株式移転の方法により新たに共同して設立する完全親会社の成立の日（第2条に定義する。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を完全親会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

#### 第2条（完全親会社の成立の日）

完全親会社の設立の登記をすべき日は、平成22年4月1日（以下「完全親会社の成立の日」という。）とする。但し、本株式移転の手續の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙は、協議のうえ、これを変更することができる。

#### 第3条（株式移転計画承認株主総会）

甲及び乙は、平成21年11月25日にそれぞれ株主総会（以下「本株式移転計画承認株主総会」という。）を開催し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。但し、本株式移転の手續の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙は、協議のうえ、本株式移転計画承認株主総会の開催日を変更することができる。

#### 第4条（完全親会社の定款記載事項等）

完全親会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

第5条（完全親会社の設立時取締役等の氏名等）

完全親会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 設立時取締役   | 遠山 誠司<br>柿内 慎市<br>吉岡 宏美<br>下村 正治<br>高橋 邦明<br>山川 廣一<br>福川 盛二<br>玉垣 一 |
| (2) 設立時監査役   | 福家 哲夫<br>原口 英毅<br>井上 哲  |
| (3) 設立時会計監査人 | 新日本有限責任監査法人   |

第6条（完全親会社が株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 完全親会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の株主に対して、その有する甲又は乙の株式に代わり、(1) 完全親会社の成立の日の前日最終の甲の発行済株式の総数に1を乗じて得た数（但し、1株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）、及び(2) 完全親会社の成立の日の前日最終の乙の発行済株式の総数に1を乗じて得た数（但し、1株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）の合計に相当する数の完全親会社の株式を交付する。
2. 完全親会社は、本株式移転に際して、前項の完全親会社の株式を、完全親会社の成立の日の前日最終の甲及び乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、会社法第806条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求した甲又は乙の株主が当該株主名簿に記載又は記録されているときは、当該株主に代えて、甲の株式については甲が、乙の株式については乙が、株主として記載又は記録されているものとみなす。）に対して、その有する株式に代わり、次のとおり割り当てる。
  - (1) 甲の株主については、その有する甲の株式1株につき、完全親会社の株式1株
  - (2) 乙の株主については、その有する乙の株式1株につき、完全親会社の株式1株

第7条（完全親会社の資本金及び準備金の額）

完全親会社の成立の日における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金：250億円
- (2) 資本準備金：62億5,000万円
- (3) 利益準備金：0円

第8条（完全親会社の株式上場）

完全親会社は、完全親会社の成立の日に、その発行する株式を東京証券取引所に上場することを予定する。

第9条（完全親会社の株主名簿管理人）

完全親会社の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社（本店所在地：東京都千代田区丸の内一丁目4番5号）とする。

#### 第10条（剰余金の配当）

1. 甲は、平成21年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり4円を限度とする中間配当としての剰余金の配当並びに平成22年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり4円を限度とする剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、平成21年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり3円を限度とする中間配当としての剰余金の配当並びに平成22年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり3円を限度とする剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本株式移転計画作成後完全親会社の成立の日に至るまで、完全親会社の成立の日より前の日を基準日とする、剰余金の配当の決議を行ってはいならない。

#### 第11条（善管注意義務）

甲及び乙は、本株式移転計画の作成後完全親会社の成立の日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、本株式移転計画に特段の定めがある場合を除き、あらかじめ協議のうえ、これを行う。

#### 第12条（事情変更）

本株式移転計画の作成後完全親会社の成立の日に至るまでの間において、甲及び乙のいずれかの財産又は経営状態に重要な変動が生じ、本株式移転の実行に重大な支障が生じた場合、その他本株式移転の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議のうえ、合意により、本株式移転計画の条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

#### 第13条（株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、甲及び乙のいずれかの本株式移転計画承認株主総会において本株式移転計画の承認が得られない場合、甲及び乙の間の平成21年9月14日付け経営統合に関する最終契約書が解除その他理由の如何を問わず終了した場合、又は本株式移転につき法令に定める関係官庁等の承認等が得られない場合には、その効力を失う。

#### 第14条（協議）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

本株式移転計画の作成を証するため、甲及び乙は、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年9月14日

甲：徳島県徳島市富田浜1丁目16番地  
株式会社徳島銀行  
取締役頭取 柿内 慎市

乙：香川県高松市亀井町6番地1  
株式会社香川銀行  
取締役頭取 遠山 誠司

以 上

## 定 款

## 第 1 章 総 則

## (商 号)

第 1 条 当社は、トモニホールディングス株式会社と称する。英文では、TOMONY Holdings, Inc. と表示する。

## (目 的)

第 2 条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理
- (2) その他前号の業務に付帯関連する一切の業務

## (本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を香川県高松市に置く。

## (機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

## (公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞、高松市において発行する四国新聞および徳島市において発行する徳島新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

## (発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、476,000,000 株とする。

## (自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

## (単元株式数)

第 8 条 当社の株式の単元株式数は、100 株とする。

## (単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が当該請求を受けた株式数に相当する自己株式を有しないときはこの限りでない。

② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

### (取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、12名以内とする。

### (取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

### (取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

### (取締役会規程)

第22条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

### (取締役会の招集者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

- ② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ③ 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

### (取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

### (代表取締役および役付取締役)

第25条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役専務および取締役常務を選定することができる。

### (取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

### (社外取締役の責任限定契約)

第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

### (監査役の員数)

第28条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期および補欠監査役が監査役に就任した場合の補欠監査役の任期は、前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会規程)

第 31 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会の招集)

第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(常勤の監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当)

第 39 条 当社は、毎年 3 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第40条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

② 未払期末配当金および未払中間配当金については利息を付さない。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 第38条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から平成23年3月31日までとする。

(最初の取締役および監査役の報酬等)

第2条 第26条および第34条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は金1億7,000万円以内とし、監査役の報酬等の額は金3,000万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当社の最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除されるものとする。

#### 4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

##### (1) 株式移転比率

会社名	徳島銀行	香川銀行
株式移転比率	1	1

(注) 徳島銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、香川銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。本株式移転により、徳島銀行又は香川銀行の株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いたします。但し、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両行協議のうえ、変更することがあります。また、当社の普通株式の単元株式数は、100株といたします。

## (2) 株式移転比率の算定根拠等

### ① 算定の基礎

両行は、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定に当たって公正性を期すため、徳島銀行は三菱UFJ証券株式会社（以下「三菱UFJ証券」という。）を、また香川銀行は大和証券エスエムビーシー株式会社（以下「大和証券エスエムビーシー」という。）を今回の経営統合のためのフィナンシャル・アドバイザーとして任命し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼いたしました。

三菱UFJ証券は、本株式移転の諸条件等を分析したうえで、両行普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価分析による算定を行うとともに、両行について類似会社比較分析、DDM (Dividend Discount Model) 分析、1株当たり利益希薄化分析などによる算定を行いました。市場株価分析については平成21年9月8日を基準日として、基準日及び基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の株価終値に基づく株式移転比率の算定レンジを採用いたしました。各手法における算定結果は以下のとおりであります。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、徳島銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式を1株割り当てる場合に、香川銀行の普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものであります。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
①	市場株価分析	0.74 ～ 0.95
②	類似会社比較分析 (P E R)	0.76
③	類似会社比較分析 (P B R)	1.29 ～ 1.30
④	DDM分析	0.92 ～ 0.94
⑤	1株当たり利益希薄化分析	0.98 ～ 1.18

三菱UFJ証券は、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両行の財務予測に関する情報及び予想シナジー効果については、両行の経営陣により現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三菱UFJ証券の株式移転比率の算定は、平成21年9月8日現在までの情報及び経営条件を反映したものであります。

大和証券エスエムビーシーは、本株式移転の諸条件等を分析したうえで、両行普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価分析による算定を行うとともに、両行について純資産価額分析（修正簿価純資産法）、DCF分析（DDM法）などによる算定を行いました。市場株価分析については、平成21年9月11日を基準日として、当該基準日、基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間及び12ヶ月間の出来高加重平均株価に基づく株式移転比率の算定レンジを採用いたしました。大和証券エスエムビーシーによる上記株式移転比率の算定結果の概要は以下のとおりであります。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、徳島銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式を1株割り当てる場合に、香川銀行の普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものであります。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
①	市場株価分析	0.80 ～ 1.04
②	純資産価額分析	1.21 ～ 1.39
③	DCF分析	0.94 ～ 1.21

大和証券エスエムビーシーは、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を使用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両行の財務予測については、両行の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。大和証券エスエムビーシーの株式移転比率の算定は、平成 21 年 9 月 11 日現在までの情報及び経営条件を反映したものであります。

## ② 算定の経緯

上記のとおり、徳島銀行は三菱UFJ証券に、香川銀行は大和証券エスエムビーシーに、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者機関による算定結果を参考に、両行それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれ両行の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両行間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成 21 年 9 月 14 日付にて、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

なお、徳島銀行は、三菱UFJ証券より平成 21 年 9 月 14 日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに合意された株式移転比率が徳島銀行の普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を取得し、香川銀行は、大和証券エスエムビーシーより平成 21 年 9 月 14 日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに合意された株式移転比率が香川銀行の普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を取得いたしました。

## ③ 算定機関との関係

三菱UFJ証券及び大和証券エスエムビーシーは、いずれも両行の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

## 5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違】

両行の単元株式数は1,000株であります。当社の単元株式数は100株であります。

## 6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

### (1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

#### ① 買取請求権の行使の方法について

徳島銀行又は香川銀行の株主が、その有する徳島銀行の普通株式又は香川銀行の普通株式につき、徳島銀行又は香川銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成21年11月25日開催の両行の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ徳島銀行又は香川銀行に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、両行それぞれが、上記臨時株主総会の決議の日（平成21年11月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代わる社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

徳島銀行

議決権の行使の方法としては、平成21年11月25日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、徳島銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、徳島銀行に提出する必要があります。）。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成21年11月24日午後5時までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、徳島銀行に上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案に対する賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

香川銀行

議決権の行使の方法としては、平成21年11月25日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、香川銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、香川銀行に提出する必要があります。）。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成21年11月24日午後5時までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、香川銀行に上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案に対する賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される当社の普通株式は、両行それぞれの平成22年3月31日における最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主に割り当てられます。両行の普通株主は、自己の徳島銀行又は香川銀行の普通株式が記録されている振替口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の普通株式を受け取ることができます。

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

両行は、本報告書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

## 7 【組織再編成に関する手続】

### (1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、③徳島銀行においては香川銀行の、香川銀行においては徳島銀行の最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面を、両行それぞれの本店に平成21年11月10日より備え置いております。その他に、④徳島銀行又は香川銀行の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき、又は上記書面の備置の開始日以降、本株式移転効力発生日までの間に上記書面の記載事項に変更が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

①の書類は、平成21年9月14日開催の両行それぞれの取締役会において承認された本株式移転計画であります。②の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の根拠並びに上記株式移転計画において定める新会社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。③の書類は、徳島銀行又は香川銀行の平成21年3月期の計算書類等に関する書類であります。④の書類は、徳島銀行又は香川銀行の平成21年3月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき、又は上記①から③の書面の備置開始後、本株式移転効力発生日までの間に同書面の記載事項に変更が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象又は変更内容を記載した書面であります。

これらの書類は、徳島銀行又は香川銀行の本店で閲覧することができます。

### (2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成21年9月14日	経営統合契約及び株式移転計画承認取締役会（両行）
平成21年9月14日	経営統合契約書及び株式移転計画書作成（両行）
平成21年9月15日	臨時株主総会基準日公告（両行）
平成21年9月30日	臨時株主総会基準日（両行）
平成21年11月25日	株式移転計画承認臨時株主総会（両行）
平成22年3月29日（予定）	東京証券取引所上場廃止日（両行）
平成22年3月29日（予定）	大阪証券取引所上場廃止日（徳島銀行）
平成22年4月1日（予定）	当社設立登記日（本株式移転効力発生日）
平成22年4月1日（予定）	当社株式上場日

但し、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両行協議のうえ、日程を変更する場合があります。

### (3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

徳島銀行又は香川銀行の株主が、その有する徳島銀行の普通株式又は香川銀行の普通株式につき、徳島銀行又は香川銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成21年11月25日開催の両行それぞれの臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を徳島銀行又は香川銀行に通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、両行それぞれが、上記臨時株主総会の決議の日（平成21年11月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代わる社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

## 第2【統合財務情報】

### (1) 当社

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において財務情報はありません。

### (2) 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社には本報告書提出日現在において財務情報はありませんが、両行それぞれの最近連結会計年度の主要な経営指標である「経常収益」、「経常利益」及び「当期純利益」を合算すると、以下のとおりであります。もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載でありますことにご留意下さい。また、「経常収益」、「経常利益」及び「当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

経常収益	(百万円)	68,087
経常利益 (△は経常損失)	(百万円)	△15,689
当期純利益 (△は当期純損失)	(百万円)	△11,418

## (3) 組織再編成対象会社（兩行）

当社の完全子会社となる兩行それぞれの最近連結会計年度に係る主要な経営指標等は、以下のとおりであります。

## 主要な経営指標等の推移

## 徳島銀行

## 連結経営指標等の推移

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)
連結経常収益	百万円	35,513	32,069	29,876	33,081	28,622
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	4,884	7,146	4,318	1,714	△11,243
連結当期純利益 (△は連結当期純損百万円 失)		2,988	3,941	2,204	574	△6,978
連結純資産額	百万円	62,397	71,417	74,689	66,850	56,584
連結総資産額	百万円	1,142,985	1,139,007	1,158,303	1,177,816	1,191,714
1株当たり純資産額	円	864.58	924.37	959.05	857.85	727.23
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期 純損失)	円	40.95	53.94	28.54	7.44	△90.40
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	—	—	6.3	5.6	4.7
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.37	10.18	10.17	9.55	8.83
連結自己資本利益率	%	4.8	5.8	3.0	0.8	△11.4
連結株価収益率	倍	24.0	17.7	28.7	78.4	△5.9
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	16,574	△10,354	△1,855	9,606	2,592
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△17,976	127	△1,159	△6,603	10,139
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△468	3,859	△384	△3,141	369
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	24,273	17,927	14,556	14,416	27,512
従業員数 [外、平均臨時従業員 人数]	人	1,026 [155]	998 [164]	983 [161]	999 [170]	1,004 [176]

- (注1) 徳島銀行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (注2) 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- (注3) 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成18年度から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- (注4) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式がないので記載しておりません。なお、平成20年度は1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式がないので記載しておりません。
- (注5) 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- (注6) 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。徳島銀行は、国内基準を採用しております。なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

## 香川銀行

## 連結経営指標等の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)
連結経常収益 百万円	39,562	40,018	39,981	42,138	39,465
連結経常利益 (△は連結経常損失) 百万円	5,374	2,522	8,461	△670	△4,446
連結当期純利益 (△は連結当期純損百万円 失)	2,567	854	4,205	△2,695	△4,440
連結純資産額 百万円	85,233	83,241	90,923	82,816	73,726
連結総資産額 百万円	1,239,033	1,230,732	1,256,854	1,236,330	1,258,556
1株当たり純資産額 円	1,083.15	1,097.16	1,174.82	1,068.54	951.52
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期 純損失) 円	32.33	10.84	55.45	△35.55	△58.62
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 円	—	10.84	55.44	—	—
自己資本比率 %	—	—	7.08	6.55	5.72
連結自己資本比率 (国内基準) %	10.17	10.21	10.05	10.15	9.76
連結自己資本利益率 %	3.07	1.01	4.88	△3.16	△5.80
連結株価収益率 倍	19.79	68.94	13.45	△17.49	△7.09
営業活動による キャッシュ・フロー 百万円	22,613	7,829	△16,927	19,626	40,431
投資活動による キャッシュ・フロー 百万円	△21,438	△2,479	△5,819	△12,668	△25,977
財務活動による キャッシュ・フロー 百万円	△73	△2,276	△483	△478	△502
現金及び現金同等物の 期末残高 百万円	44,864	47,942	24,715	31,194	45,147
従業員数 [外、平均臨時従業員 人 数]	1,553 [22]	1,531 [23]	1,511 [41]	1,517 [52]	1,507 [50]

(注1) 香川銀行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(注2) 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

また、連結総資産は、平成18年度から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募による社債に対する保証債務額をそれぞれ支払承諾および支払承諾見返から相殺する方法により算出しております。

- (注3) 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成18年度から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、平成16年度については、潜在株式が存在していないため、また平成19年度及び平成20年度については1株当たり当期純損失であったため記載しておりません。
- (注4) 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- (注5) 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。香川銀行は、国内基準を採用しております。なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

### 第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概要】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

前期「第一部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりであります。

#### 2【沿革】

- 平成21年9月14日 両行は、両行それぞれの株主総会による承認及び銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を前提として、本株式移転により共同で当社を設立することについて合意に達し、両行それぞれの取締役会において本株式移転に係る「経営統合契約書」の締結及び「株式移転計画書」の共同作成を決議いたしました。
- 平成21年11月25日 両行それぞれの臨時株主総会において、両行が共同株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議いたしました。
- 平成22年4月1日 両行が共同株式移転の方法により当社を設立する予定であります。当社の普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場する予定であります。

なお、完全子会社となる両行それぞれの沿革につきましては、両行の有価証券報告書(徳島銀行については平成21年6月26日提出、香川銀行については同年6月29日提出)をご参照ください。

### 3 【事業の内容】

当社は、銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びそれに付帯関連する事業を行う予定であります。

また、当社の完全子会社となる両行それぞれの平成21年3月期連結会計年度末日（平成21年3月31日）時点（但し、これらの日よりも後の時点の事実関係であることを明記した注記の記載についてはその時点）における事業の内容は以下のとおりであります。

#### 徳島銀行

徳島銀行グループは、徳島銀行及び連結子会社4社で構成され、銀行業務を中心に、その他の事業としてクレジットカード業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

徳島銀行グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

##### [銀行業務]

徳島銀行の本店ほか支店73（うち出張所4）においては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、社債受託業務、その他附帯業務を行い、高度多様化するお客さまのニーズに即応する金融サービスの提供に積極的に取り組んでおり、本業務を徳島銀行グループにおける基幹業務と位置づけております。

また、連結子会社の株式会社徳銀ビジネスサービス及び株式会社徳銀ソフトにおいては、銀行業務に係る関連業務を行っております。

##### [その他の事業]

連結子会社の株式会社徳銀ジェシービーにおいては、クレジットカードの取扱に関する業務を行い、多様化するお客さまのニーズにお応えするサービスの提供に取り組んでおります。

また、連結子会社の株式会社徳銀キャピタルにおいては、ベンチャーキャピタル業務を行い、ニュービジネスやベンチャー企業の発掘・支援に取り組んでおります。

#### 香川銀行

香川銀行グループは、香川銀行、連結子会社5社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

香川銀行グループの事業に関わる位置づけは次のとおりであります。

##### [銀行業務]

香川銀行の本店ほか支店82（うち出張所6）においては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売、損害保険及び生命保険の窓口販売等を行っており、地域に密着した経営に積極的に取り組んでおります。又、香川ビジネスサービス株式会社においては銀行業務の付帯業務を行っております。

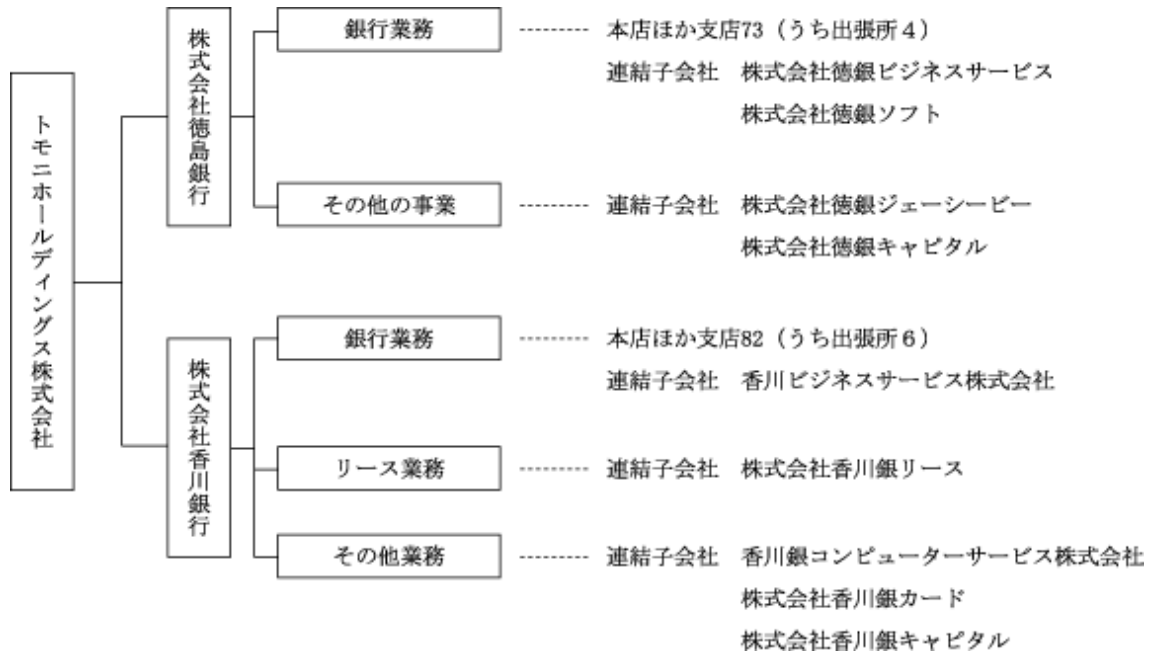
##### [リース業務]

金融関連業務として、株式会社香川銀リースがリース業務を行っております。

##### [その他業務]

金融関連業務として香川銀コンピューターサービス株式会社においてソフト開発業務、株式会社香川銀カードにおいてクレジットカード業務、株式会社香川銀キャピタルにおいて企業投資育成業務を行っております。

以上の当社グループに関する事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



#### 4 【関係会社の状況】

当社は新設会社でありますので、本報告書提出日現在において関係会社はありませんが、平成22年4月1日時点で予定する関係会社の状況は、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 (1) ②上場申請会社の企業集団の概要」をご参照下さい。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

### (2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる両行それぞれの平成21年3月31日現在の従業員の状況は以下のとおりであります。

#### 徳島銀行

(平成21年3月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
銀行業	998[158]
その他	6[18]
合計	1,004[176]

(注1) 従業員数は就業人員数であり、嘱託及び臨時従業員190人を含んでおりません。

(注2) 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(注3) 平成21年12月31日現在の徳島銀行の連結会社における従業員数は、合計1,034[129]人となっております。従業員数は、嘱託及び臨時従業員172人を含んでおりません。臨時従業員数は、[ ]内に平成21年度第3四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

#### 香川銀行

(平成21年3月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
銀行業務	1,431[47]
リース業務	16[1]
その他業務	60[2]
合計	1,507[50]

(注1) 従業員数は、嘱託及び臨時従業員50人を含んでおりません。

(注2) 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(注3) 平成21年12月31日現在の香川銀行の連結会社における従業員数は、合計1,547[62]人となっております。従業員数は、嘱託及び臨時従業員62人を含んでおりません。臨時従業員数は、[ ]内に平成21年度第3四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (3) 労働組合の状況

#### ① 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

#### ② 連結会社の状況

当社の完全子会社となる両行それぞれの労働組合の状況は以下のとおりであります。

#### 徳島銀行

徳島銀行の組合は、徳島銀行従業員組合と称し、組合員数は、平成21年3月31日現在で856人であります。

労使間においては特記すべき事項はありません。

#### 香川銀行

香川銀行の組合は、香川銀行従業員組合と称し、組合員数は、平成21年3月31日現在で966人であります。

労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる両行それぞれの業績等の概要については、両行の有価証券報告書（徳島銀行については平成21年6月26日提出、香川銀行については同年6月29日提出）及び四半期報告書（徳島銀行については平成21年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出、香川銀行については同年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出）をご参照下さい。

### 2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる両行それぞれの生産、受注及び販売の状況については、両行の有価証券報告書（徳島銀行については平成21年6月26日提出、香川銀行については同年6月29日提出）及び四半期報告書（徳島銀行については平成21年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出、香川銀行については同年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出）をご参照下さい。

### 3【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる両行それぞれの対処すべき課題については、両行の有価証券報告書（徳島銀行については平成21年6月26日提出、香川銀行については同年6月29日提出）及び四半期報告書（徳島銀行については平成21年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出、香川銀行については同年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出）をご参照下さい。

### 4【事業等のリスク】

当社は本報告書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記（1）のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により両行の完全親会社となるため、当社の設立後は本報告書提出日現在における両行それぞれの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。両行それぞれの事業等のリスクは下記（2）及び（3）のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本報告書提出日現在において判断したものであります。

#### （1） 経営統合に関するリスク

##### ① 株式移転に係る手続等

本株式移転に係る手続は、本報告書提出日現在において終了しておらず、今後予定どおり進まない可能性があり、加えて、本株式移転は、一定の承認、報告、書類の提出及び条件の充足といった様々な条件（銀行法上必要な手続を履践することを含みますが、それらに限られません。）に服していることから、国内外の規制当局が、本株式移転を停止又は遅延させることにより本株式移転の期待効果を減殺し、又は計画どおりの完了を困難にする条件を付した場合には、本株式移転が予定したとおりに完了せず、又は全く実現しない可能性があり、かかる事態が発生した場合には、当社グループ又は徳島銀行グループ若しくは香川銀行グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

##### ② 経営統合効果

当初期待した統合効果を十分に発揮できないことにより、結果として当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

## (2) 徳島銀行の事業等のリスク

### ① 信用リスク

#### (a) 不良債権の状況

徳島銀行グループは、資産の70%程度を貸出金により運用しておりますが、国内外の景気動向によっては貸出先の業況に悪影響を及ぼし、財務内容悪化等により不良債権が増加することで、多額の貸倒償却または引当負担が生じる可能性があります。

#### (b) 貸倒引当金の状況

徳島銀行グループは、貸出先の状況に応じて、担保の価値及び貸倒実績率等に基づく見積もりにより、貸倒引当金を計上しておりますが、実際の貸倒が当該見積もりを上回った場合や担保価値が下落した場合に、貸倒引当金の積み増し等により与信関係費用が増加する可能性があります。

#### (c) 貸出先への対応

徳島銀行グループは、回収の効率・実効性その他の観点から、貸出先に債務不履行等が生じた場合においても、徳島銀行グループが債権者として有する法的な権利のすべてを必ずしも実行しない場合があります。また、徳島銀行グループがこれらの貸出先に対して債権放棄または追加貸出を行って支援をする場合もあります。このような貸出先に対する支援を行った場合に、徳島銀行グループの与信関係費用が増加する可能性があります。

#### (d) 権利行使の困難性

徳島銀行グループは、不動産市場における流動性の欠如または価格の下落、有価証券の価格の下落等により、担保権を設定した不動産もしくは有価証券を換金することが困難となる可能性があります。

### ② 市場関連リスク

#### (a) 金利変動に関するリスク

徳島銀行グループの主要な収益源は、貸出金や有価証券を中心とした資金運用と預金等による資金調達との金利差による利鞘収入（資金利益）であります。これらの資金運用・調達における金額・期間等のミスマッチが大きい場合に、金利変動が徳島銀行グループの収益にとってマイナスに作用する可能性があります。

#### (b) 為替変動に関するリスク

徳島銀行グループが保有する有価証券の一部には、外貨建有価証券が含まれておりますが、例えば、為替相場が円高に変動した場合に、為替ヘッジを行っていない外貨建有価証券の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (c) 株価変動に関するリスク

徳島銀行グループが保有する有価証券の一部には、市場性のある株式が含まれておりますが、株価が下落した場合に、保有株式に減損または評価損が発生する可能性があります。

#### (d) 債券の価格変動に関するリスク

徳島銀行グループが保有する有価証券の一部には、国債等の債券が含まれておりますが、長期金利が上昇した場合に、債券価格が下落し債券の評価損が発生する可能性があります。

### ③ 流動性リスク

徳島銀行グループの業績や財務内容が悪化した場合、あるいは市場の混乱等により市場環境が大きく変化した場合に、必要な資金の確保が困難となり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる可能性があります。

### ④ 事務リスク

徳島銀行グループは、預金・為替・貸出などの銀行業務に加え、カード業務、ベンチャーキャピタル業務などの幅広い業務を行っておりますが、これらの多様な業務の遂行に際して、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等による不適切な事務を行うことにより、損失が発生する可能性があります。

⑤ システムリスク

徳島銀行グループは、業務の多様化及び高度化に対応するため、勘定系オンラインシステムをはじめとする各種システムを保有しておりますが、これらのシステムのダウンまたは誤作動、通信回線の故障やコンピュータの不正使用が発生した場合に、徳島銀行グループの業務遂行及び社会的信用に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 法務リスク

徳島銀行グループは、業務を遂行するうえで、銀行法、金融商品取引法、会社法など様々な法令等の適用を受けており、これらの法令等が遵守されるよう役員員に対する法令等遵守の徹底に努めておりますが、これらの法令等を遵守できなかった場合に、徳島銀行グループの業績・財政状態及び社会的信用に悪影響を及ぼす可能性があります。また、これらの法令等が将来において変更・廃止され、あるいは新たな法令等が設けられた場合に、その内容によっては、徳島銀行グループの業績・財政状態及び業務遂行に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、徳島銀行における不祥事件の発生を受け、法令等遵守態勢の確立に向けた取組みが不十分で、営業店において内部牽制機能が十分に発揮されていないなど、内部管理態勢に重大な問題があるとして、平成17年11月11日付で、四国財務局長より業務改善命令を受けました。徳島銀行では、同命令に基づきまして、平成17年12月12日付で、四国財務局長に業務改善計画を提出し、内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、不祥事件を発生させない組織体制の構築、法令等遵守態勢の確立に取り組んでおりますが、平成18年6月及び平成19年2月に新たな不祥事件が発生したことにより、これらの取組みをなお一層強化する必要があります。

⑦ 風評リスク

徳島銀行グループは、地域のみならず、預金者等のお客さまならびに市場関係者からの信用に大きく支えられておりますが、徳島銀行グループに対する事実と異なる風評・風説が、マスコミ報道・インターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合に、お客さまや市場関係者の間における徳島銀行グループの評判が悪化することにより、徳島銀行グループの業績遂行及び社会的信用に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 情報漏えいに関するリスク

徳島銀行グループは、多くのお客さまの情報を保有しているほか、様々な経営情報等の内部情報を有しておりますが、万が一、これらの重要な情報が外部に漏えいした場合に、徳島銀行グループの社会的信用、業務遂行及び業績・財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 自己資本比率規制に係るリスク

徳島銀行グループは、海外営業拠点を有しておりませんので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に定められた国内基準（現時点では4%）以上に維持することを求められておりますが、徳島銀行グループの自己資本比率がこの基準を下回った場合に、金融庁長官から業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。また、平成19年3月期からは、新基準（バーゼルⅡ）により、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を算出しております。

なお、以下のような場合に、自己資本比率に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・不良債権処理の増加にともない、大幅に与信関係費用が増加する場合
- ・株価や金利の変動にともない、保有有価証券に大きな評価損が発生する場合
- ・将来の課税所得の見積りによって、繰延税金資産が大きく減額される場合
- ・自己資本比率基準や算定方法が変更される場合

⑩ 繰延税金資産に係るリスク

徳島銀行グループは、繰延税金資産について、現時点において想定される金融経済環境等の様々な予測・仮定を前提に将来の課税所得を合理的に見積もり計上しておりますが、実際の課税所得が想定と異なること等により、繰延税金資産が減額された場合には、徳島銀行グループの業績・財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 退職給付債務に係るリスク

徳島銀行グループは、従業員の退職給付費用及び債務について、年金資産の期待運用利回りや将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出しておりますが、年金資産の時価が下落する、または年金資産の運用利回りが想定を下回るなど、実際の結果が年金数理上の前提条件と異なる場合や前提条件に変更があった場合、また、年金制度の変更により未認識の過去勤務債務が発生した場合に、追加損失が発生し、徳島銀行グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 所有不動産に係るリスク

徳島銀行グループは、営業拠点・社宅等として不動産を所有しておりますが、当該不動産の価値・価格が下落した場合に、減損が生じ、徳島銀行グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑬ 災害リスク

徳島銀行グループは、徳島県を中心に事業を展開しており、営業拠点、事務集中センター等の施設、役職員及びお客さまは徳島県に集中しておりますが、万が一、徳島県を含む広域に災害等が発生した場合、あるいは徳島県を中心とする局地的な災害等が発生した場合に、地域経済及び徳島銀行グループの施設・役職員に甚大な被害が及ぶ可能性があります、その結果、徳島銀行グループの業務遂行及び業績・財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 香川銀行の事業等のリスク

① 信用リスクについて

香川銀行は、財務体質強化の重点施策として不良債権の削減に積極的に取り組んでおります。主な施策として、「オフ・バランス化」の推進、中小企業の再生・支援に取り組んでおります。しかしながら、香川銀行の営業基盤である瀬戸内経済圏の経済情勢の変動が貸出先の経営状況等に悪影響を及ぼし、予想外に不良債権及び管理コストが増加する可能性があります。

また、香川銀行は、貸出先の状況、差し入れられた担保の価値及び過去の貸倒実績等に基づいて、貸倒引当金を計上しておりますが、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における見積もりと乖離した場合や、担保価値が下落した場合には、貸倒引当金を積み増さざるを得なくなる可能性があります。

② 市場リスクについて

香川銀行が保有している有価証券については、金利や為替レート、株価等の市場動向によって価格が下落する可能性があります。価格の下落により、保有有価証券の評価損益の悪化、減損処理等による損失の発生など、香川銀行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 流動性リスクについて

香川銀行の業績や財務内容が悪化した場合、あるいは市場の混乱等により市場環境が大きく変化した場合に、必要な資金の確保が困難となり、通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされる可能性があります。

④ 事務リスクについて

香川銀行は、預金・為替・貸出などの銀行業務に加え、証券・保険などの業務を行っております。これらの業務を遂行するにあたって、役職員が不正確な事務または不正や過失等に起因する不適切な事務を行った場合には、香川銀行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ システムリスクについて

香川銀行は業務の大半においてコンピューターシステムを使用しておりますが、これらのシステムのダウンまたは誤作動、通信回線の故障やコンピューターの不正使用が発生した場合には、香川銀行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 法務リスクについて

香川銀行は、業務を遂行する上で様々な法令等の適用を受けており、その遵守に努めておりますが、これらの法令等を遵守できなかった場合には、香川銀行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、これらの法令等が将来において変更・廃止され、あるいは、新たな法令等が設けられる可能性があり、その内容によっては、香川銀行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 情報漏えいに関するリスクについて

香川銀行は、法人・個人のお客さまに関する様々な情報を多数有しておりますが、万が一、これらの情報が外部に漏えいした場合には、香川銀行の社会的信用、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 風評リスクについて

香川銀行は銀行業という業種柄、お客さまや市場関係者からの信用が非常に重要であります。香川銀行や銀行業界に対するネガティブな報道や悪質な風評の流布があった場合には、その内容の正確性にかかわらず、香川銀行の業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 自己資本比率について

香川銀行は海外営業拠点を有しておりませんので、単体及び連結自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)で定められている国内基準の4%以上に維持することを求められております。香川銀行の自己資本比率がこの基準を下回った場合には、金融庁から業務の全部又は一部の停止等様々な命令を受けることとなります。

⑩ 繰延税金資産について

香川銀行は、将来の課税所得を合理的に見積もり、繰延税金資産を計上しております。しかしながら、実際の課税所得が想定と異なること等により、繰延税金資産を取り崩すことになった場合には、香川銀行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 格付に関するリスクについて

香川銀行は、格付機関から格付を取得しておりますが、この格付が引き下げられた場合には、香川銀行の資本・資金調達条件の悪化等により、香川銀行の業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 退職給付債務等に関するリスクについて

香川銀行の退職給付費用及び債務は、年金資産の期待運用利回りや将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出しておりますが、実際の結果が前提条件と異なる場合や前提条件に変更があった場合、また、制度変更により未認識の過去勤務債務が発生した場合には、追加損失が発生し、香川銀行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑬ 所有不動産に関するリスクについて

香川銀行は、営業拠点・社宅等として不動産を所有しておりますが、当該不動産の価値・価格が下落した場合には、減損が生じ、香川銀行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑭ 災害リスクについて

香川銀行は、香川県を中心に事業を展開しており、営業拠点、事務センター等の施設、お客さま及び役職員は香川県に集中しております。万が一、香川県を含む広域に災害等が発生した場合、あるいは香川県を中心とする局地的な災害等が発生した場合には、地域経済及び香川銀行の施設、役職員に甚大な被害が及ぶ可能性があります。その結果、香川銀行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる両行それぞれの経営上の重要な契約等については、両行の有価証券報告書（徳島銀行については平成21年6月26日提出、香川銀行については同年6月29日提出）及び四半期報告書（徳島銀行については平成21年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出、香川銀行については同年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出）をご参照下さい。なお、本株式移転計画、本株式移転の目的、条件等については、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要」をご参照下さい。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる両行それぞれの研究開発活動については、両行の有価証券報告書（徳島銀行については平成21年6月26日提出、香川銀行については同年6月29日提出）及び四半期報告書（徳島銀行については平成21年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出、香川銀行については同年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出）をご参照下さい。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる両行それぞれの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析については、両行の有価証券報告書（徳島銀行については平成21年6月26日提出、香川銀行については同年6月29日提出）及び四半期報告書（徳島銀行については平成21年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出、香川銀行については同年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出）をご参照下さい。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

##### (1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

##### (2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる両行それぞれの設備投資等の概要については、両行の有価証券報告書（徳島銀行については平成21年6月26日提出、香川銀行については同年6月29日提出）及び四半期報告書（徳島銀行については平成21年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出、香川銀行については同年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出）をご参照下さい。

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

##### (2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる両行それぞれの主要な設備の状況については、両行の有価証券報告書（徳島銀行については平成21年6月26日提出、香川銀行については同年6月29日提出）及び四半期報告書（徳島銀行については平成21年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出、香川銀行については同年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出）をご参照下さい。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

##### (2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる両行それぞれの設備の新設、除却等の計画については、両行の有価証券報告書（徳島銀行については平成21年6月26日提出、香川銀行については同年6月29日提出）及び四半期報告書（徳島銀行については平成21年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出、香川銀行については同年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出）をご参照下さい。

## 第4【上場申請会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

平成22年4月1日現在の当社の状況は以下のとおりとなる予定であります。

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	476,000,000
計	476,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	152,859,719 (注1)(注2) (注3)	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。(注4)
計	152,859,719	—	—

(注1) 徳島銀行の平成21年9月30日現在における発行済株式総数(77,403,870株)及び香川銀行の平成21年9月30日現在における発行済株式総数(75,810,343株)に基づいて算出しております。但し、両行は、本株式移転効力発生日の前日までに、保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、徳島銀行の平成21年9月30日現在における自己株式数(235,371株)、香川銀行の平成21年9月30日現在における自己株式数(119,123株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、当社の設立までに、両行それぞれが自己株式を消却した場合は、当社が交付する上記新株式数は変動することがあります。

(注2) 普通株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、平成21年9月14日に開催された両行それぞれの取締役会の決議(株式移転計画の承認及び臨時株主総会への付議)及び平成21年11月25日に開催された両行それぞれの臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定であります。

(注3) 両行は、当社の普通株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行う予定であります。

(注4) 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成22年4月1日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年 4月1日	152,859,719 (予定)	152,859,719 (予定)	25,000	25,000	6,250	6,250

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の平成22年4月1日現在の所有者別状況は、以下のとおりであります。

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及 び 地方公 共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	98	65	1,686	192	—	9,293	11,334	—
所有株式数 (単元)	—	481,586	41,175	409,781	139,493	—	454,871	1,526,906	169,119
所有株式数 の割合 (%)	—	31.54	2.70	26.84	9.13	—	29.79	100.00	—

(注) 平成21年9月30日現在の徳島銀行及び徳島銀行の株主の状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。

株式移転比率は、徳島銀行の株式1株につき当社の株式1株を、香川銀行の株式1株につき当社の株式1株を、それぞれを割り当てます。また、株主数は、大株主上位10名該当者についてのみ名寄せして算出しております。

但し、両行は、本株式移転効力発生日の前日までに、保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、徳島銀行の平成21年9月30日現在における自己株式数(235,371株)、香川銀行の平成21年9月30日現在における自己株式数(119,123株)は、上記の算出において、除外しております。

(6) 【大株主の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の平成22年4月1日現在の株主の状況は、以下のとおりであります。

所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	4,907	3.21
株式会社百十四銀行	香川県高松市亀井町5番地の1	3,699	2.41
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	3,271	2.13
日亜化学工業株式会社	徳島県阿南市上中町岡491番地100	3,250	2.12
東京海上日動火災保険株式会 社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	3,014	1.97
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク 銀行株式会社)	1299 OCEAN AVENUE, 11F. SANTA MONICA, CA90401 USA (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	2,792	1.82
STATE STREET BANK AND TRUST COMPNY (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	P. O. BOX 351 BOSTON, MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	2,601	1.70
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,558	1.67
日本ハム株式会社	大阪府大阪市中央区南本町3丁目6番14号	2,556	1.67
香川銀行従業員持株会	香川県高松市亀井町6番地1	2,301	1.50

(注) 平成21年9月30日現在の徳島銀行及び徳島銀行の株主の状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。

株式移転比率は、徳島銀行の株式1株につき当社の株式1株を、香川銀行の株式1株につき当社の株式1株を、それぞれを割り当てます。

但し、両行は、本株式移転効力発生日の前日までに、保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、徳島銀行の平成21年9月30日現在における自己株式数(235,371株)、香川銀行の平成21年9月30日現在における自己株式数(119,123株)は、上記の算出において、除外しております。

所有議決権数別

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番 11 号	49,070	3.21
株式会社百十四銀行	香川県高松市亀井町 5 番地の 1	36,990	2.42
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿 1 丁目 26 番 1 号	32,710	2.14
日亜化学工業株式会社	徳島県阿南市上中町岡 491 番地 100	32,500	2.12
東京海上日動火災保険株式会 社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 2 番 1 号	30,149	1.97
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク 銀行株式会社)	1299 OCEAN AVENUE. 11F. SANTA MONICA. CA90401 USA (東京都品川区東品川 2 丁目 3 番 14 号)	27,920	1.82
STATE STREET BANK AND TRUST COMPNY (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	P. O. BOX 351 BOSTON, MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋 3 丁目 11 番 1 号)	26,016	1.70
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口 4)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番 11 号	25,580	1.67
日本ハム株式会社	大阪府大阪市中央区南本町 3 丁目 6 番 14 号	25,568	1.67
香川銀行従業員持株会	香川県高松市亀井町 6 番地 1	23,012	1.50

(注) 平成 21 年 9 月 30 日現在の徳島銀行及び徳島銀行の株主の状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。

株式移転比率は、徳島銀行の株式 1 株につき当社の株式 1 株を、香川銀行の株式 1 株につき当社の株式 1 株を、それぞれを割り当てます。

但し、両行は、本株式移転効力発生日の前日までに、保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、徳島銀行の平成 21 年 9 月 30 日現在における自己株式数 (235,371 株)、香川銀行の平成 21 年 9 月 30 日現在における自己株式数 (119,123 株) は、上記の算出において、除外しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりませんが、当社設立時現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりであります。

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 —	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 152,690,600	1,526,906	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 169,119	—	1単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	152,859,719	—	—
総株主の議決権	—	1,526,906	—

(注1) 上記の「完全議決権株式 (その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が5千株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が50個含まれております。

(注2) 上記は、徳島銀行の平成21年9月30日現在における発行済株式総数 (77,403,870株) 及び香川銀行の平成21年9月30日現在における発行済株式総数 (75,810,343株) に基づいて算出しております。但し、両行は、本株式移転効力発生日の前日までに、保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、徳島銀行の平成21年9月30日現在における自己株式数 (235,371株)、香川銀行の平成21年9月30日現在における自己株式数 (119,123株) は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、当社の設立までに、両行それぞれが自己株式を消却した場合は、当社が交付する上記新株式数は変動することがあります。

② 【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成22年4月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社設立後の配当方針等は未定であります。

当社の剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。なお、当社は会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

4 【株価の推移】

当社は新設会社であるため、当社においては株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる両行それぞれの株価の推移は以下のとおりであります。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

徳島銀行

回次	第112期	第113期	第114期	第115期	第116期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	1,000	1,399	998	846	640
最低(円)	625	802	626	514	290

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

香川銀行

回次	第99期	第100期	第101期	第102期	第103期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	651	838	888	898	685
最低(円)	489	561	619	496	406

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

徳島銀行

月別	平成21年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	501	510	493	375	340	341
最低(円)	460	480	355	320	259	276

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

香川銀行

月別	平成21年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	437	416	403	361	334	337
最低(円)	393	387	343	314	257	271

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

平成22年4月1日現在の当社の役員 の 状 況 は、以下 の と お り と な る 予 定 で あ り ま す。

役名 (注1)	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する徳島銀行の普通株式数 (2) 所有する香川銀行の普通株式数 (3) 割り当てられる当社の普通株式数 (注4)
代表取締役 役会長		と お や ま せ い じ 遠山 誠司	昭和22年3月30日生	昭和45年4月 香川銀行入行 昭和60年8月 長尾支店長 平成5年4月 松山支店長 平成7年6月 取締役松山支店長 平成10年8月 常務取締役営業統轄本部長 平成14年6月 専務取締役総合企画本部長 平成15年4月 取締役頭取コンプライアンス統括部担当 平成17年6月 取締役頭取業務監査部担当 平成18年7月 取締役頭取 (現職)	(注2)	(1) 0株 (2) 21,000株 (3) 21,000株
代表取締役 社長兼 CEO(最 高経営責 任者)		か き う ら ち し ん い ち 柿内 慎市	昭和19年10月29日生	昭和42年4月 徳島銀行入行 平成3年2月 人事部長兼総合企画部付部長 (秘書室長) 平成3年6月 取締役人事部長兼総合企画部付部長 (秘書室長) 平成5年3月 常務取締役人事部長 平成9年6月 専務取締役人事部長 平成10年6月 専務取締役 平成11年4月 専務取締役総合企画本部長 平成15年6月 取締役頭取 (現職)	(注2)	(1) 88,732株 (2) 0株 (3) 88,732株

役名 (注1)	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する徳島銀行の普通株式数 (2) 所有する香川銀行の普通株式数 (3) 割り当てられる当社の普通株式数 (注4)
取締役		よしおか ひろみ 吉岡 宏美	昭和27年11月3日生	昭和51年4月 徳島銀行入行 平成12年4月 営業企画部長 平成13年6月 取締役営業企画部長 平成15年6月 常務取締役総合企画本部長兼企画部長 平成18年6月 取締役専務総合企画本部長兼企画部長 平成21年2月 取締役専務総合企画本部長(現職)	(注2)	(1) 22,000株 (2) 0株 (3) 22,000株
取締役		しもむら まさはる 下村 正治	昭和24年9月1日生	昭和47年4月 香川銀行入行 昭和63年8月 三木支店長 平成10年2月 国際部長 平成15年3月 総合企画部長 平成15年6月 取締役総合企画部長 平成17年2月 常務取締役総合企画部長 平成17年7月 常務取締役総合企画部・総務部・事務システム部担当 平成18年6月 専務取締役総合企画部・総務部・事務システム部担当 平成19年6月 専務取締役融資部・融資管理部・事業サポート部・経営戦略部・事務システム部担当 平成20年6月 専務取締役経営戦略部・事務システム部担当 平成21年4月 専務取締役融資本部長(現職)	(注2)	(1) 0株 (2) 18,000株 (3) 18,000株
取締役		たかはし くにあき 高橋 邦明	昭和26年3月12日生	昭和49年4月 香川銀行入行 平成4年8月 三木支店長 平成12年2月 新居浜支店長 平成14年6月 審査一部長 平成15年3月 市場金融部長 平成17年6月 取締役市場金融部長 平成17年7月 取締役総合企画部長 平成19年4月 取締役総合企画部長兼秘書室長 平成19年6月 常務取締役総合企画部・市場金融部担当兼総合企画部長兼秘書室長 平成20年6月 常務取締役融資部・融資管理部・市場金融部担当 平成21年4月 常務取締役管理副本部長(経営統合担当)(現職)	(注2)	(1) 0株 (2) 10,000株 (3) 10,000株
取締役		やまかわ こういち 山川 廣一	昭和29年10月12日生	昭和53年4月 徳島銀行入行 平成17年2月 リスク統括部長 平成19年6月 執行役員リスク統括部長 平成20年6月 取締役執行役員リスク統括部長 平成21年2月 取締役執行役員総合企画副本部長 平成21年6月 取締役常務執行役員総合企画副本部長(現職)	(注2)	(1) 4,000株 (2) 0株 (3) 4,000株

役名 (注1)	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する徳島銀行の普通株式数 (2) 所有する香川銀行の普通株式数 (3) 割り当てられる当社の普通株式数 (注4)
取締役		ふくかわ せいじ 福川 盛二	昭和29年10月20日生	昭和52年4月 香川銀行入行 平成6年2月 大洲支店長 平成15年3月 個人業務部長 平成16年2月 本店営業部長 平成16年6月 取締役本店営業部長 平成18年6月 常務取締役本店営業部長 平成18年7月 常務取締役営業店統括部・個人資産部・個人融資部担当 平成19年3月 常務取締役営業店統括部・個人資産部・個人融資部担当兼個人融資部長 平成20年6月 常務取締役業務監査部・個人資産部担当 平成21年4月 常務取締役業務監査部担当(現職)	(注2)	(1) 0株 (2) 15,000株 (3) 15,000株
取締役		たまがき はじめ 玉垣 一	昭和24年8月5日生	昭和49年4月 徳島銀行入行 平成12年4月 企画部長 平成15年6月 取締役人事部長 平成16年4月 取締役監査部長 平成18年6月 取締役執行役員監査部長(現職)	(注2)	(1) 44,000株 (2) 0株 (3) 44,000株
監査役		ふけ てつお 福家 哲夫	昭和22年1月1日生	昭和44年4月 香川銀行入行 昭和60年2月 玉野支店長 平成7年8月 DM・個人部長 平成15年3月 業務監査部調査役 平成17年11月 業務監査部長 平成18年12月 定年退職 平成19年1月 香川銀行特別職員(事務嘱託) 平成19年6月 監査役(現職)	(注3)	(1) 0株 (2) 18,437株 (3) 18,437株
監査役 (社外) (注5)		はらぐち ひでき 原口 英毅	昭和22年1月19日生	昭和45年4月 大蔵省四国財務局入省 平成11年6月 四国財務局松山財務事務所長 平成12年7月 四国財務局管財部長 平成13年6月 四国財務局退職 平成13年7月 (社)四国地区信用金庫協会 常務理事 平成15年6月 (社)四国地区信用金庫協会 退職 平成15年6月 徳島銀行監査役(現職)	(注3)	(1) 11,000株 (2) 0株 (3) 11,000株
監査役 (社外) (注5)		いのうえ きたる 井上 哲	昭和24年2月3日生	昭和42年4月 大蔵省四国財務局入局 昭和55年7月 四国財務局松山財務部管財課国有財産管理官 平成元年7月 四国財務局理財部金融検査課金融検査官 平成5年7月 四国財務局松山財務事務所理財課長 平成15年7月 中国財務局鳥取財務事務所長 平成17年7月 九州財務局理財部検査監理官 平成19年6月 香川銀行監査役(現職)	(注3)	(1) 0株 (2) 1,000株 (3) 1,000株
合計						(1) 169,732株 (2) 83,437株 (3) 253,169株

- (注1) 役名及び職名は、本報告書提出日現在において決定している役職名を記載しております。
- (注2) 取締役の任期は、当社の成立の日である平成22年4月1日より、平成23年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- (注3) 監査役の任期は、当社の成立の日である平成22年4月1日より、平成26年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- (注4) 所有する徳島銀行又は香川銀行の株式数は、平成21年9月30日現在の両行それぞれの株式の所有状況に基づき作成しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。よって、実際の当社の成立の日までに、所有する株式数及び割り当てられる当社の株式数は変動することがあります。
- (注5) 監査役のうち原口英毅氏及び井上哲氏の2名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① 会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置いたします。

#### ② 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定める予定であります。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするためであります。

#### ③ 役員報酬

当社は、取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める予定であります。但し、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は金1億7,000万円以内とし、監査役の報酬等の額は金3,000万円以内とする旨を定款で定める予定であります。

#### ④ 取締役に関する定款の規定

当社の取締役は12名以内とする旨を定款で定める予定であります。取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定であります。また、取締役の選任については、累積投票によらない旨を定款で定める予定であります。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする予定であります。

また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定める予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする予定であります。

#### ⑤ 監査役に関する定款の規定

当社の監査役は5名以内とする旨を定款で定める予定であります。監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定であります。監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする予定であります。

また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定める予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする予定であります。

- ⑥ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項  
当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定める予定であります。  
また、当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定であります。
- ⑦ 社外監査役との関係  
社外監査役原口英毅氏は、当社の完全子会社となる徳島銀行の社外監査役（常勤）に就任しており、社外監査役井上哲氏は、当社の完全子会社となる香川銀行の社外監査役（常勤）に就任しております。このほか、原口英毅氏が徳島銀行の株式を保有していること及び井上哲氏が香川銀行の株式を保有していること以外は、社外監査役と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係（定型的な取引条件による預金取引等を除く。）その他の利害関係はありません。
- ⑧ 会計監査人  
当社の会計監査人は、新日本有限責任監査法人を予定しております。
- ⑨ その他の事項  
その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定であります。
- (2) 【監査報酬の内容等】  
監査報酬の内容等は未定であります。

## 第5【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる両行それぞれの経理の状況については、両行の有価証券報告書（徳島銀行については平成21年6月26日提出、香川銀行については同年6月29日提出）及び四半期報告書（徳島銀行については平成21年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出、香川銀行については同年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出）をご参照下さい。

## 第6【上場申請会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりであります。

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで（但し、最初の事業年度は当社の成立の日から平成23年3月31日までとする予定であります。）
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	— — — — — —
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料	未定 三菱UFJ信託銀行株式会社 未定 未定
公告掲載方法	電子公告により行います。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞、高松市において発行する四国新聞及び徳島市において発行する徳島新聞に掲載して行います。 公告掲載URL：未定
株主に対する特典	未定

(注1) 当社の普通株式は、東京証券取引所へ上場申請手続を行い、平成22年4月1日より市場第一部に上場する予定であります。

(注2) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

## 第7【上場申請会社の参考情報】

### 1【上場申請会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。なお、上場申請会社である当社の完全子会社となる予定の両行が、それぞれ最近事業年度の開始日から本報告書提出日までの間において提出した、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりであります。

#### (1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

##### ①【有価証券報告書及びその添付書類】

(徳島銀行)

事業年度 第116期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) 平成21年6月26日関東財務局長に提出。

(香川銀行)

事業年度 第103期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) 平成21年6月29日関東財務局長に提出。

##### ②【四半期報告書又は半期報告書】

(徳島銀行)

事業年度 第117期第1四半期(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) 平成21年8月7日関東財務局長に提出。

事業年度 第117期第2四半期(自平成21年7月1日 至平成21年9月30日) 平成21年11月20日関東財務局長に提出。

事業年度 第117期第3四半期(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日) 平成22年2月5日関東財務局長に提出。

(香川銀行)

事業年度 第104期第1四半期(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) 平成21年8月7日関東財務局長に提出。

事業年度 第104期第2四半期(自平成21年7月1日 至平成21年9月30日) 平成21年11月20日関東財務局長に提出。

事業年度 第104期第3四半期(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日) 平成22年2月5日関東財務局長に提出。

##### ③【臨時報告書】

(徳島銀行)

①の有価証券報告書の提出後、本報告書提出日(平成22年3月1日)までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき平成21年9月14日に、関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号、第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成21年11月27日に関東財務局長に提出。

(香川銀行)

①の有価証券報告書の提出後、本報告書提出日(平成22年3月1日)までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3に基づき平成21年9月14日に関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づく臨時報告書を平成21年11月27日に関東財務局長に提出。

④ 【訂正報告書】

(徳島銀行)

該当事項はありません。

(香川銀行)

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

(徳島銀行)

株式会社徳島銀行 本店

(徳島県徳島市富田浜1丁目16番地)

株式会社 東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社 大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社 徳島銀行 大阪支店

(大阪市中央区島之内1丁目8番12号)

株式会社 徳島銀行 神戸支店

(神戸市中央区磯上通8丁目3番10号)

(香川銀行)

株式会社香川銀行 本店

(香川県高松市亀井町6番地1)

株式会社香川銀行 松山支店

(愛媛県松山市二番町3丁目6番地1)

株式会社香川銀行 岡山支店

(岡山県岡山市北区表町三丁目1番45号)

株式会社 東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社香川銀行 東京支店

(東京都千代田区神田北乗物町1番地1)

株式会社香川銀行 大阪支店

(大阪市中央区本町4丁目1番7号)

株式会社香川銀行 徳島支店

(徳島県徳島市新町橋1丁目17番地)

(注) 上記のうち、株式会社香川銀行東京支店、大阪支店及び徳島支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

### 第三部【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第四部【上場申請会社の特別情報】

#### 第1【最近の財務諸表】

該当事項はありません。

#### 第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。